

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

ミッテ相談支援事業所（指定一般相談支援）

運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人千楽が設置するミッテ相談支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する相談支援事業の指定一般相談支援事業（以下「指定一般相談支援事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定一般相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な地域移行支援及び地域定着支援（以下「地域相談支援」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、地域移行支援の実施に当たって、施設や病院等に長期入所、入院していた者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を、適切かつ効果的に実施するものとする。

2 事業所は、地域定着支援の実施に当たって、居宅において単身で生活する障害者等、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者に対し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を、適切かつ効果的に実施するものとする。

3 指定一般相談支援事業の運営に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第3条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定一般相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）地域移行支援・地域定着支援事業に従事する者 1名

日常生活全般に関する相談、地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成及びその他の指

定地域相談支援に関する業務を行う。また、このうち 1 名は相談支援専門員が務めるものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ミッテ相談支援事業所
- (2) 所在地 千葉県浦安市東野 1 丁目 9 番 3 号 3 階

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定一般相談支援の提供方法及び内容)

第 6 条 事業所で行う指定地域相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
 - (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
 - (3) 指定地域移行支援に関する内容
 - (ア) 地域移行支援計画の作成及び評価
 - (イ) 地域に移行するための活動に関する面接又は同行による支援
 - (ウ) 障害福祉サービスの体験的な利用
 - (エ) 体験的な宿泊
 - (4) 指定地域定着支援に関する内容
 - (ア) 地域定着支援台帳の作成及び評価
 - (イ) 常時の連絡体制の確保、訪問等による利用者の状況の把握
 - (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等

(利用者等から受領する費用及びその額)

第 7 条 指定一般相談支援事業者は、法定代理受領を行わない地域相談支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から法第 5 1 条の 1 4 第 3 項の規定により算定された地域相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 指定一般相談支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して地域相談支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを地域相談

支援給付決定障害者から受けることができる。

- 3 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 事業所から居宅までの走行距離 25円／kmを掛けた額

(2) 高速道路料金代

- 4 指定一般相談支援事業者は、第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った地域相談支援給付決定障害者等に対し交付するものとする。

- 5 指定一般相談支援事業者は、第2項及び第3項の費用の額に係る地域相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得るものとする。

(地域相談支援給付費の額に係る通知等)

第8条 指定一般相談支援事業者は、法定代理受領により市町村から地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援を提供している地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知するものとする。

2 指定一般相談支援事業者は、前条第1項の法定代理受領を行わない地域相談支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、浦安市の全域とする。

(地域相談支援を提供する主たる対象者)

第10条 事業所において地域相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- (3) 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)
- (4) 精神障害者(18歳未満の者を含む)
- (5) 難病等対象者(18歳未満の者を含む)

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

(苦情解決)

第12条 指定一般相談支援事業者は、その提供した地域相談支援に対する利用者又はその家族から

の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定一般相談支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 指定一般相談支援事業者は、その提供した指定地域相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文章その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定一般相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 指定一般相談支援事業者は、その提供した地域相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは地域相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 指定一般相談支援事業者は、その提供した地域相談支援に関し、法第51条の27第1項の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定一般相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して千葉県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、千葉県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 指定一般相談支援事業者は、千葉県知事又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を千葉県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 7 指定一般相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第13条 指定一般相談支援事業者は、利用者に対する地域相談支援の提供により事故が発生した場合は、千葉県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 指定一般相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
 - 3 指定一般相談支援事業者は、利用者に対する相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（感染症や災害への対応力の強化）

- 第14条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

2 事業者は、感染症及び食中毒の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

4 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント対策）

第15条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後1カ月以内

（2）継続研修 年2回

2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定一般相談支援事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者等に対する地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定一般相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人千楽と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。